

業務部速報



No. 58

発行 23. 2. 2

JR東労組 業務部

幹本
申2号

「JR 東労組新幹線協議会」第4回定期委員会」発言等に基づく申し入れ」について、団体交渉を行う！その2

4. 2022年3月のダイヤ改正より行なっている柔軟なダイヤ設定の成果と課題を明らかにすること。また、勤務発表後の行路見直しにおける乗務員運用は、生活設計を配慮したものとすること。

(組合)柔軟なダイヤ設定の成果と課題は何か。

(会社)走行距離の減少で、動力費と検査費用のコスト削減ができたことが成果である。また、直近のご利用状況を見ながら列車設定をしてきたが、お客様に対する周知が課題である。

(組合)臨時行路の設定については、行路が大きく変更する場合があります、生活設計が成り立たない。

(会社)乗務員勤務については配慮していく。コロナ禍での臨時列車の設定はお客様の動向をみて増便してきたが、これからは予め設定する。乗務員行路に関してはCOSMOS上、臨時列車が走る前提で発表してきたが、増便しなければ運休扱いとなり行路編集となった。今後臨時列車については、課題に踏まえ前広に発表する。車両の運用によって回送列車が発生する場合など、行路の変更はあり得る。

(組合)引き続き乗務員勤務には配慮をして欲しい。また柔軟なダイヤ設定には課題があるため、検証してより良いものを作り上げていくこと。

5. 折り返し時分の見直しにより、泊まり勤務での起床後の点呼から発車時間までの余裕がなくなっていることから、急ぎ作業による危険防止等の観点から5分を付加すること。

(組合)安全・安定輸送の観点からゆとりは必要。列車の遅れに繋がっていないのは我々が遅れないようにゆとりを持って作業をしているからだ。また作業時間には作業手法によって個人差はあるが、見習いの指導には時間を要する。

(会社)労働実態がないので5分は労働時間として取り扱わないことにした。ゆとりは労働時間に入らない。一方、見習いを指導するために必要な時間が発生する場合は労働時間として認識する。

(組合)実際に作業するにあたり余裕がなく、労働時間として足りない実感がある。会社の考えと乖離がある。

(会社)全社的な一律の考え方によって労働時間の見直しを図り、一定程度の余裕はある。

(組合)現場では急ぎ作業はするな、余裕を持った作業をするように指導されているが、その認識でよいか。

(会社)否定するものではない。

その3へつづく